

青森県報

第三千四百七十四号

平成二十三年
十二月七日
(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………(健康福祉課) ……一

生活保護法による指定施術者の施術所の廃止の届出……………(同) ……一

身体障害者福祉法による医師の指定……………(障害福祉課) ……一

保安林の指定予定……………(林政課) ……二

公共測量の実施……………(監理課) ……二

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課) ……二

右 同……………(同) ……三

建設業者の許可の取消し……………(三八地域) ……四

出先機関

土地改良事業施行の同意……………(東青地域) ……四

告 示

青森県告示第九百一十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に

より告示する。

平成二十三年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 ニユータウンあさい し小児科	所在地又は住所 八戸市東白山台三丁目二〇の五	休止年月日 平成三二・一
-----------------------------	---------------------------	-----------------

青森県告示第九百一十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 樋口 希明	住 所 青森市造道二丁目 九の二三	施術所の名称 ひぐち整骨院	施術所の所在地 青森市造道二丁目 九の二三	廃止 年月日 平成 三二・一〇・三
--------------	-------------------------	------------------	-----------------------------	----------------------------

青森県告示第九百一十三号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。

平成二十三年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤務する病院等	診療科目	指 定 月 日
名 称	所 在 地		

加藤 幸三	公立野辺地病	上北郡野辺地町字鳴	整形外科 (肢体	平成
	院	沢九の一二	不自由)	三・三・一

青森県告示第九百十四号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

西津軽郡深浦町大字沢辺字田茂木平一の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第九百十五号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測

量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第

三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

測量計画機関

青森県知事 三 村 申 吾

八戸市 測量の種類

二 公共測量（街区基準点の座標補正）

三 測量の期間

平成二十三年十一月十九日から同年十二月十五日まで

四 測量の地域

八戸市大字鮫町の一部
八戸市大字根城の一部

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後	変更日
青森市大字大野字前田九〇の二 外	青森市東大野二丁目一の二八	平成 二六・二・三〇

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更日
株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘二丁目一 の八 代表取締役 小島章利	株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘二丁目一 の八 代表取締役 寺崎悦男	平成 三・二・一六

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘二丁目一 の八 代表取締役 小島章利	株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘二丁目一 の八 代表取締役 寺崎悦男	変更 年月日 平成 三・二・二六
-------	-----------------------------------------------	-----------------------------------------------	---------------------------

四 届出年月日

平成二十三年十一月十八日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成二十三年十二月七日から平成二十四年四月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年四月七日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW弘前店

弘前市大字城東北四丁目六の三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社かさい商店 弘前市大字城東北四丁目六の三 代表取締役 葛西久承	株式会社かさい商店 弘前市大字高田三丁目六の二二 代表取締役 前田和紀	変更 年月日 平成 六・六・二六 （住所） 平成 三・三・二五 （代表者 の氏名）
-------	-------------------------------------------	-------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘二丁目一 の八 代表取締役 小島章利	株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘二丁目一 の八 代表取締役 寺崎悦男	変更 年月日 平成 三・二・二六
-------	-----------------------------------------------	-----------------------------------------------	---------------------------

四 届出年月日

平成二十三年十一月十八日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成二十三年十二月七日から平成二十四年四月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
 ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年四月七日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社グリーンワーク
- 二 代表者の氏名 秋山 芳輝
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市小中野二丁目五の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第三三九九号
- 五 取消年月日 平成二十三年十一月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十三年十月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出

により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業施行の同意

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定により、今別町に係る次の土地改良事業の施行に平成二十三年十一月二十八日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定により公告する。

平成二十三年十二月七日

東青地域県民局長 北 山 功 三

- 一 事業名 基盤整備
- 二 地区名 清川下流

<p>(発行者・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県</p>	<p>(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社</p>
<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭</p>	